

奈良県内市町村向けドローン勉強会
参加事業者
募集要領

令和7年12月

奈良県産業部産業創造課 産業政策係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
TEL:0742-27-7005 FAX:0742-27-4473

1 勉強会の趣旨

ドローンを活用した地域課題の解決に向けて、県内市町村とドローン事業者が一堂に会し、行政と企業との「顔の見える関係」を構築、「各市町村が抱える地域課題」と「企業が有するドローン技術」を共有し、意見交換することを目的とする。

2 勉強会の概要

(1) 勉強会の内容（予定）

①開催日時

令和8年2月10日(火) 13:30～16:00

②場所

奈良県橿原総合庁舎1階 101会議室（橿原市常盤町605-1）※駐車場有

③参加者

県内市町村、県庁関係課、ドローン事業者 等

④プログラム

・ドローンを活用した日用品等配送に係る実証実験業務事例紹介（30分）

【産業創造課】

・各ドローン事業者による事業者毎の取り組み事例、事業提案 等（90分）

・名刺交換会（30分）

(2) 募集事業者数：6～10者程度

(3) 事業者発表概要（予定）※オンライン不可

発表内容：事業者毎の取り組み事例、県内市町村への事業提案

持ち時間：10分程度（※参加事業者数に応じて調整）

会場設備：プロジェクター、マイク、スピーカー等

当日準備物等：①発表用データ（PCに保存しお持ちください）

②印刷した発表資料（参加者数分）

事前準備物：貴社ちらし等、県内市町村に向けてアピールしたい内容

等をまとめたデータ（A4用紙1枚分）

※参加決定後、提出いただきます。参加申込書と併せて
印刷し、市町村等に配布予定。

3 費用負担（参加事業者が負担する額）

参加に伴う事業者人件費、交通費、宿泊費等（会場に係る費用は、奈良県が負担）

4 応募資格

応募者は次の要件の全てを満たしていること

- ・県内市町村が抱える地域課題に対して、企業が有するドローン技術による取り組み事例の紹介、事業提案等が可能な事業者であること
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと
- ・暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者でないこと
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと

5 参加事業者の選定基準

応募時に提出された書類に基づき以下を勘案し、参加事業者を選定する。

（1）申請内容と本勉強会の趣旨との整合性が取れたもの

（2）応募多数の場合は、以下の観点から総合的に判断する。

- ① 想定される課題の解決が、県内市町村の発展に、より高い効果をもたらすと判断されるもの。
- ② 想定される課題の解決策について、他市町村への波及効果が期待できる内容であるもの（モデルケースとして、他市町村での応用可能性が高いもの）。
- ③ 市町村の関心が高い分野での活用方法を提案できると判断されるもの。
- ④ 県内事業者からの応募を優先する。

（3）選考方法

書類審査により6～10者程度を選定。

※必要に応じて追加書類提出を求める場合あり

（4）選考結果の通知

選考結果は書面で通知。選考は非公開とし、結果に関する問い合わせは受け付けない。

6 応募の手続等

（1）提出書類

①奈良県内市町村向けドローン勉強会参加申込書 1部

②会社概要、パンフレット等事業者の概要がわかるもの 1部

※その他、事業の実施に必要な書類の提出を求めることがある

（2）提出方法及び提出期限

・提出方法：下記（3）までメール又は持参・郵送する

※郵送の場合は、その旨を電話により連絡すること

・提出期限：令和7年12月25日（木）17時 必着

（3）提出先

【Eメール】

sangyo○office.pref.nara.lg.jp（○を@に変換してください。）

【郵送・持参】

奈良県産業部産業創造課 産業政策係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

6 スケジュール

（1）応募期限 令和7年12月25日（木）17時 必着

（2）参加事業者の選定 令和8年 1月 9日（金）（予定）

（3）勉強会詳細等連絡 令和8年 1月27日（金）（予定）

（4）市町村向けドローン勉強会 令和8年 2月10日（火）（予定）